

水稻渇水被害応急対策事業について（ご案内）

津南町地域振興課

今夏は7月の降雨量が平年よりも3割弱程度と少なく、その影響により渇水で水稻に生育不良などの被害が想定されます。

このことから町では**渇水対策**として、下記の支援を実施いたします。

（※通常の維持管理経費は対象となりません）

1. 助成対象となる経費

渇水対策として、実施した水路の掘削、送水管（仮設含む）、揚水機の設置、揚水機の運転にかかる燃料費・電気料など、**用水確保**のために必要な経費。

（※ミキサー車・散水車などによる水の運搬経費も対象となります）

助成対象となる経費は 7月10日 以降の経費が対象となります。

2. 助成対象者

農業者個人、農業者で組織する団体（生産法人等）、土地改良区、農業協同組合

3. 助成対象田

津南町の水田台帳に掲載されている田で、稲が枯死する恐れのある田

4. 助成金額

用水確保に要した経費の1/2以内を助成します。

（ただし、対象経費3万円以上。また、面積に応じて**補助限度額**があります。）

5. 申請に必要な書類

- ① 申請書（町様式）
- ② 写真（枯死の恐れのあるほ場の写真、給水や送水作業写真）
- ③ 対象経費の請求明細書・領収書
（電気料などの経費は、比較のために前年度分も必要になります）

◆お問い合わせは、下記までお願いいたします。

津南町役場 地域振興課 農林班
電話番号 765-3115